

業務委託 契約書

合同会社Restore（以下「甲」）が、配達代行者である乙（以下「乙」）に配達を委託するにあたり、甲乙間で遵守すべき事項を、配達ドライバー規約（以下「本規約」）において定めるものとする。

乙は、以下の事項を事前に理解し、遵守することに合意の上で配達代行業務を誠実に行うものとする。

第1条 対象業務

1. 甲は、乙に対して、「株式会社出前館」からの業務を委託する。
2. 乙は株式会社出前館による業務規約を全て順守する
3. 第1条2について弊社契約後の変更があった場合も含む

第2条 委託料

1. 当社は、受託者に対して、株式会社出前館からの個人報酬と同額を支払する
2. 株式会社出前館より別途、法人契約報酬が加算された場合のみ委託報酬を増額する場
合がある

第3条 委託料の支払・代金引換の注文の取り扱い

1. 代金引換注文にて受領した代金は、別途当社の指定がない限り、受領日から翌々日の
15時までに当社指定口座GMOあおぞら銀行へ入金する
2. 入金に振込み手数料がかかる場合は乙の負担とする
3. 当社は株式会社出前館からの委託料の振り込みがあった日より5営業日以内に乙の銀
行口座へ振り込むものとする。また、当社指定 GMOあおぞら銀行以外への振込手数料
は乙の負担とする
4. 当社は、委託料を支払う時点において、当社に引き渡していない代金引換注文におい
て受領した代金に引き渡し期限を経過したのものがある場合には、委託料と相殺 すること
ができるものとする
5. 振込の遅れ金額の間違いがあった場合、事務手数料として税別 500円を徴収する

第4条 確認事項

1. 乙は株式会社出前館からの業務資料を確認し規約事項に関する内容を理解したうえで業務を行っていることとする
2. 第4条1に対して乙に理解の不備がある場合、甲は注意勧告、指導、契約の破棄をできるものとする

第5条 損害賠償

1. 乙は甲に対し業務上の損害を与えた場合、その全額を支払う

第6条 免責

1. 地震、落雷、暴風雨、洪水等の天災地変、戦争、動乱、暴動、騒乱、疫病の蔓延及びこれに伴う措置、火事、停電、輸送機関等の事故、災害の予防又は公共の利益の実現のための規制等の不可抗力によって発生した配達業務上の損害について

以上